

Title	日本中世経済史料
Sub Title	
Author	松本, 彦次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.4 (1913. 10) ,p.763(141)- 783(161)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19131022-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

し、延ひて多くの種類の産業に於ける利潤を減退せしめ、其結果として企業界の前途に對する不安の念を醸生せしむるに至るものなりとす。而して此不安の念程新勃興を阻止し、従つて一般に實業界の活氣を阻喪せしむるものは他に存せざるなり。

普通恐慌前に於ける産業隆盛の時代には上文に列擧せる實業上の豫算を破壊する影響を有する總ての事情は殆んど悉く實在せり。之が爲めに、恐慌を誘致する原因は頗る複雑にして、従つて甲の論者はAを以て恐慌の原因なりとし、乙の論者はBを以て其原因なりと主張するに至れるなり。尤も、此等種々の原因の輕重は恐慌に依りて異れり。例へば、和蘭に於ける千六百三十六年の恐慌は主として鬱金香の投機賣買の誘致せるものなり。又蘇國に於ける千七百〇一年の恐慌は生産過少——即ちダリエン殖民事業の爲めに資本を浪費せし結果なり。之に反して、

英國に於ける千七百〇七年、千七百十七年及び千七百四十五年の恐慌は政治的原因の誘致せるものなり。又千九百三年に於ける合衆國の恐慌は取引所に於ける投機に因づけり。然りと雖も、他の普通の恐慌を誘致せる種々なる原因に就きて其輕重を論ずるは容易の業に非ざるなり。

日本中世經濟史料

松本彦次郎

日本經濟史は寧樂朝までは史料も一通り出版されてをり正倉院、石清水八幡、高野山の文書など皆大日本史料の古文書の部に出版され、ただ重要な東寺百合文書の残るのみである。殊に篤學栗田博士は大凡經濟史に役に立つやうに之を纏めてあり、新見學士の最も正確なる研究も發表せられ、古事類苑の如き多少粗漏の嫌あるけれども此時代は比較的詳細であるから史料の缺乏を慨く必要はない。福田博士は日本經濟史論を訂正しつゝあり。川上多助文學士は一層詳密に古人の研究を補綴し新しき方面に向つてあるから寧樂朝前後のことは憂うるに足らぬ平安朝は鎌倉時代に整理された一種の封建制の萌芽であり、これが發達であり、殊に莊園の研

究は栗田博士福田博士芝學士などのもの大略ながら發表せられてゐる、多少雲を捉む如き事もあるけれども臆ながら何等か暗示は與へられてゐる。所が鎌倉時代になれば星野黑板兩博士の守護地頭の論文が發表せられてある計り、これとて經濟よりも制度に重きを置きすぎた傾があるのみである。前二回に互て室町時代の史料の一端を紹介したけれども鎌倉時代に關する經濟史の研究では福田博士の坐があり。數年前國家學會雜誌で信用に關する文書によりし論文のみで鎌倉全般に互つては經濟史的の方面は微々たるものである。吾妻鏡の如き古來よくよまれた史料すら經濟史に應用された部分は極めて小部分であり。横井博士の商業史をみても此書の引用は案外少ないのに驚いた。玉葉、山槐記、明月記、臺記、吾妻鏡、愚管鈔など比較的浩瀚なもの、中より例によつて紹介することゝした。平安朝鎌倉時代なる時代區別の如きは頼朝の鎌倉

幕府の設立とか征夷大將軍任命とか政權に重きを置くつまらぬ區分法や、京都鎌倉など政權所在地など地理的區域の標準なども重きを置く必要はない。守護地頭の任命を一期限とするを通過とするけれどもこれも任命なる外的表出に拘泥したので大した價值ある譯でない。こゝでは武家の勃興時代よりの史料をのぶることとする鎌倉時代とは武家時代なる異名としてほんの說明の便宜に用ゐるまでであるから字句には拘泥しないつもりである。

古事談
編纂の年代は不明であるけれど北條時政稻毛入道重成及西行法師の白峰に於ける崇徳上皇の御陵詣での記事は最近のものとなつてゐるらしいから三代將軍實朝頃（一一九六—一二一九）のものともみて大過なからう。此書の性質は古今物語系統のもので教訓的の逸話を集めたものであるから一般史に於てすら從來頗る輕視せられ

た傾がある、況んや經濟史料としては何等の價値なしと顧みられなかつたものである。國民生活は編年體の六國史系統或は鏡類のものに表はれてゐることは極めて少なく却つて今昔物語など平安朝研究に最も大切なるものであるが鎌倉時代には吾妻鏡あつて武家生活を詳述してゐるがそれでも不充分の點は少くはない、古事談は或る點に於て此缺點を補うてゐる。殊に傳説などを風聞によつて記するに止らず小右記將門記など一二等の史料をそのままに採萃せる所もあり。史的記事についても正確な點はある。功名話や逸話など誤謬を傳ふべき性質のものもあるけれども地方制度殊に莊園及公卿及武家の關係等封建研究には缺くべからざる記事も少くないから次下に之を述べよう。

後三條院令事儉約給之間。御扇骨槍ニテ、藍ヲ塗テ令持給ケリ
宇治殿建立平等院。宇縣邊多寺領ニ被打入云

々。後三條院此事。爭恣ニサル事有哉トテ。

遣官使可檢注之由被仰下ケリ。宇治殿間食其由。平等院大門前ニ錦平張ナド打テ。種々儲ドモ用意シテ。雖待官使。官使成恐不參向。止畢云々。

平安朝末期では公卿の莊園は漸く多くなり遂には此等莊園を氣儘に處分した好例である。英主後三條天皇は藤原氏の莊園に對する處分はどれ程まで行はれたかについては學者の議論ある所であるけれども問題以外に互る恐あるから之を略する。經濟史上よりは僧侶が文明指導者であり。經濟上の活動の先覺であるなどの研究よりも寺領の研究は最も大切である。日本經濟上寺院は重要な地位を占めてゐるは今更説くまでもない。寺院建築と共に寺領の寄進は附物であり。僧侶の生活の容易であつた證據であり。また藤原氏の榮華など漢たる概念より上の例などは藤原氏の勢力を一面より證してゐるのであ

る。

伊賀郡司之許。賤流浪法師一人出被仕ケリ。苜草飼馬經兩三年之間。郡司不慮蒙國勘被追却國中。緣者境界集訪。悲嘆無比類。相傳之所領從者モ有其數。忽打棄テ赴人國事實不可疎。妻子眷族悲哀涕泣。下略(第三卷)

宗形宮内卿入道師綱。陸奥守ニテ下向時。基衡押領一國如無國威。仍奏聞此事由申下宣旨擬檢注國中公田之處。忍郡者基衡藏于先々不入國使。而今度任宣旨擬檢注之間。基衡件郡地頭大庄司季春合心テ禦之。國司猶帶宣旨推入之間放矢及合戰了。

と宣旨帯びた國司に抵抗したとて大事件となつたが季春は一人で責任を負ひ所罰をうくるにきまつたが主人基衡は其家來の季春の殺さるゝを惜み何とか穩便に取計らふと苦心し。(第五卷)再三遣妻女於國司館乞請サセケリ。其請料物凡不可勝計。沙金モ一萬兩云々。守不耽之遂

切畢云々。

國司郡司は令に於て其職掌など正確に規定してあるけれど實際は餘程異つてゐる。殊に郡司については平安朝の記録は極めて乏しいと云はねばならぬ平安朝の末期には其有無すら疑はるる位だが伊賀郡司に關するものは餘程珍らしいもので元來郡司は世襲と規定された事もあるから土着と云ふ點に於て豪族を生み封建制の發達に重大なる關係を有せねばならぬが之を證明する記録は殆んど残てをらぬ。又令を正直に解するならば郡司は私領を有すべき筈の者でない。然るに此記事相傳之所領從者も有其數と相傳之私領とは官地と云ふより此時代では寧ろ郡司の所領と見るが穩當であらう。何となれば從者と郎等の意であつて耕奴などより發達をした主從關係があり。更に階級制となり。遂に封建制を形造る一例であるのである。

基衡以下の國司郡司に關するもの、これと同

種類のものである。此事件は年代を缺くから正確に知ること能はざれども奥州藤原系圖を抄略すれば、

經濟—清衡—基衡—秀衡。

經濟は西曆千〇六十年頃死し。秀衡は千百四十七年に生れ千百八十九年に死んでゐるから基衡生存期は秀衡の生れ年千百四十七年頃の生存は誤ない所である。されば武家保元の亂の十年以前の出來事とみねばならぬ。此頃になれば國司の威力は極めて薄く奥州藤原氏などは豪族として實際上の奥州の支配者であり。郡地頭大庄司季春などは部下であつたのである。地頭大庄司と重要な異なる二職名を並立してゐるは何の爲めであるか。地頭は賴朝は新に置いた如く解するのは誤りで平安朝には既に存してあつたので寧ろ賴朝は全國一般に之れを置いたとすべきである。庄司とは莊園に置く役人の總稱であるが其實極めて曖昧のもので畠山莊司とか佐藤

庄司とか記録にも見えてゐるが此時代には地頭は新しい名であり。莊司は寧ろ俗稱であつたらしくも解せらる。兎角莊園の研究には大切なものである。奥州藤原氏が地頭を支配したは實際の主從關係であり。國司に郡司は從すべき官制と實際主從關係との衝突を意味するもので武家勃興の過度期の出來事と見るが正當である。奥州藤原氏の富源は今更云ふ迄もなく當支那渡航者に給ふ金百兩は標準であつたらしいが一寸した事にも一萬兩の賄賂とは當時では大したものである。基衡妾某は奥州の金寶を山の如く積み京都の貧乏公卿と結婚したなどは正確なる日記にもあるから此記事強ち信ずるに足らずとは云はれない。

六條修理大夫顯季卿與刑部丞義光相論所領。白河法皇無何無御成敗。匠作心中奉怨之間。

或日只一人祇候御前。被仰云。彼義光之不審事如何。其事候。相論之習。何輩モ我道理ト

思事候へドモ。至此事者。理非顯然候。未斷之條無術事候也云々。又被仰云。倩案此事。汝ハ雖無件ノ庄一所。全不可事闕。彼ハ只一所懸命之由聞食シ之。任道理令裁許者。不辨子細武士。若腹黒ナドヤ出來センズラン。思テ猶豫也。只件所ヲ避テヨカシト思也云々。爰匠作及零涙。畏申テ退出之後。招義光給。謁云。彼庄事。倩思給ニ。某ハ又庄モ少々侍圍モ侍。貴殿ハ一所被憑云々。不便ニ侍レバ欲奉避也トテ。不日書避文。取具券契。與義光了。中略一兩年之後。匠作自鳥羽殿入夜退出。無供人。纔雜色兩三人也。自作道之程。帶胃甲之武士等五六騎許。在車之前後。不堪怖畏之情。以雜色令尋問之處。武士等云。入夜無御供人御退出。仍自刑部丞殿。爲御送所以進也云々。(第一卷)

刑部丞義光とは有名なる源義家の弟新羅義光のことである。後三年の役は千〇十七年に結末

はついたからこの出来事は此等の事の前後と推量するより外はない。武家と云へば多くの庄園を有し多数の郎等を蓄へ甚だ勢力ある者と思はれてゐる。此記事によれば義光所有の庄園はたゞ一箇所のみと見え極めて貧乏らしく見ゆるので武士とか庄園なる概念の下に説明されてゐる。庄園論の如きは未だ充分でない好例である。前九年の役すらも頼義は寧伊豫の國司たらむことを切望してゐる義家時代も亦國司に重きをおいてゐる。前後十二年の役なども單なる戰爭でなく一面奥州國司たるは臺灣總督の土蕃征伐の如く屯田開墾など政治經濟上の意味もある。義家は後三年役に私闘と朝廷より見做され私物を以て將士を賞したと一般に信せられてゐるがこれの大戰爭の費用に加ふるに多くの戰士の賞與の財源などに一向疑ひを狹まぬが我史界の現状である。されば國司たる収入の外武家たるもの、収入は全く不明でこの研究に適切なる答へは少

しも與へられてゐない。所が吾妻鏡に不思議の記事がある。それは前九年の役の賞として頼義は關東に庄園一箇所朝廷よりもらつたことである。平安朝の末期の日記によれば藤原氏の庄園天下に満ちて新に庄園をたてたくも立錫の地なしと。此頃は義家などの存在と略時を同じうしてゐる。されば武士は少くとも表面庄園の所有者でなかつたのである。然らば如何なる手段によつて庄園より収入を得たかについて多少自分の意見もあるけれどもこの重大事件に對する從來の研究は香氣千萬のものであるをことわつておく。頼義すら賞與としての庄園は極めて少ない者とすれば二男の義光は一箇所の庄園より所有せずとの記事も根據ない譯でもない。傳說的の記事であるけれど却つて吾妻鏡の記事と附合するも不思議である。然るに顯季は供人も少くないのに却つて義光は京都に多数の郎等を養うてゐる。經濟上より見たるとは却つて反對の

現象を生ずる奇觀を呈してをるけれども公卿と武家の研究は到底記録一點張りでは不可能に終るも止むを得ない。けれども武家の所領に關する記事は當時の記録に稀少であるから此記事も重要である。券契とは庄園について證券で當時驗券なども云はれてゐる。

永保元年六月九日爲叡山僧徒三井寺燒。其日記云。御願十五箇所。堂院七十九所。塔三基鐘樓六所。經藏十五所。神社四所。僧房六百二十一所。舍屋一千四百九十三宇。前述の寺領と連關して平安朝寺院の規模が如何に廣大であつたかを窺はれ。同時に其蓄たる僧侶の數多かつたことも想像される。豪族寺院との研究の必要はこれでもわかる。

自京方修行東國之僧。武藏國ニ落留テ法華經ナド時々讀デアリケルガ。國人ト雙六ヲ打間。多負テ身ヲサヘ懸テ打入畢。勝男與ヘ將入テ馬ニ替トシケルヲ。熊谷ノ入道ガヒロメテキ

タル一向專修ノ僧徒聞之。不便ノ事也トテ各布ヲ出合テ請留トシケレバ。此僧モ悅入。勝男モ此三百段雖可被請替。上人奉發憐愍令請留トシケレバ。半分ヲバ不可取。今百五十段ヲ給へ。可奉免也云ケレバ。念佛者輩モ神妙也トテ已欲請出之間。念佛輩云々。爰恩ヲ思知テ。自今以後可爲專修也云々。爰此僧云。縱馬ノ直トナリテ繩ツラツキテ奥ヘハ罷向トモ。奉棄法華經一向專修ニハ不可入トテ啼泣。依之念佛之輩。然者不能請出トテ忽三分散ス。仍被付繩以追立入陸奥方里云々。

人身賣買の中々行はれ。之れに對する幕府の禁令は屢々出るけれども其效力は微たたるものらしい。賭博は平安朝に於て盛んであり。博徒にして京の中央に居住美酒に酔ひ美食に飽くの徒あつた事は本朝文粹などに明かであり。又京都市中に高利貸の業をいとなめるものあるなど分業發達の研究上見逃すべからざるものである

が此記事は博奕のかげものに人身をかけたなど頗る興味を引くのでマアチヤントオブヅエニスのシヤイロツクを想像せしめるものがある。人間一人を三百段に見積つたなど頗る振つたものだ三百段は恐く布での計算だらう。王朝以來の奴婢は漸々少くなつたやうだ鎌倉時代には奴婢に關する文書も残つてゐる。文章の文句より察すれば此人身の自由を任せた男と馬と交替するらしい而して買つた男は奴隸として使役するのであらう。人身賣買の蠻風などは社會は可なり進むでも其暗黒面には前代蠻風は残つてゐるのでこの奴隸問題について全く研究なき我國では重要な記事と云ふべきである。

延久善政ニハ。先器物ヲ被作ケリ。資仲卿藏人頭ニテ奉行之云々。升ヲ召寄テ。取廻々々御覽ジテ。箆ヲ折寸法ナドサ、セ給ケリ。米ヲバ穀倉院ヨリ召寄テ。於殿上小庭。貫主以下藏人。出納ナド見沙汰シテ。小舍人タマダ

スキシテハカリケリ。本米ヲバ加美屋紙ニ包デモテマクリタリケレバ。御覽アリテ。被加勅封テゾ。御持僧ノ許ナドヘハツカハサレケル。斛器ハ方櫃ヲ差テ。石ヲ括テサグテオモシニテ跨木ニ懸テ。於穀倉院國々米ヲ被納ケリ。仍何石トハ用石字也。件器石于今有穀倉院。

延久元年は千〇六十九年に當る。度量衡の統一に御注意を拂つた後三條天皇の御慮は尋常一様の政治家の及ぶ所でない。既に莊園の整理には御心を用ゐさせ給ひなどせる聖天子の財政整理などは經濟史中最も光彩を放てる者で從來藤原氏の專横を抑へ給はんとしたなど支那風の粗雑な頭で政權争奪を政治史唯一の如く考ふる迷信家は此種の研究に注意を向くるは肝要である台記。

云ふまでもなく保元の亂の張本人藤原頼長の日記で今日残るものは保延二年(千百三十六年)

るもの多かつたらしく此記事は其一例である。

康治二年六月五日

余有乳母。名曰備後。早死疾病。余臨其家問之。遺言曰我無子。又無留心。只有姪。名曰但馬。六條院女房即引但馬。出予前。予流淚曰。諾。敢不忘命矣。年來寤思此事。未能報恩。因不通音信。今夜與米五十石。但馬每年可爲之也。是思乳母恩。不當百萬之一。只志之所之也。余若富貴如心。亦厚報者也。今居三臺之任無一戶之封。是以不能報恩命哉。

之を西行の出家以前の武家生活に比すれば公卿生活のみぢめなことはわかる。けれども一戸の封云々は支那流の形容であつて必ずしも實際然りと云ふのでない。五十石の米當時では決して僅少なる贈物でなく、幾多の莊園なくば不可能である。封戸を給ふのも大化革新以後土地所有法の變化に伴ひ公卿などに與へた制度であるから頼長の頃では此制度殆破棄せられ實際に行

より久壽二年(千五百五十五年)に至る二十年間の記事で頼長は武家と共に活動しただけに比較的公卿心理に捉はれてゐない。殊に當時に於ける支那の經書以下を讀破しあるだけ其卓見大に見るべきで欺りなき彼の人格は事實を飾つてゐない。雄健なる其文章は到底之れに比すべきものなく史料として最も正確である。

康治元年(千百四十二年)三月十五日

西行來中略又余問年。答曰二十五去々年出家。二十三。

抑西行者。本兵衛義清也。左衛門大以重大勇士仕法皇。自俗時。入心於佛道。家富年若。心無愁。遂以遁世。人歎美也。

吾妻鏡によれば西行法師は奥州藤原の一族としてゐる。奥州藤原氏の富源は既にのべた通りで其一族たる西行の家の富むと云ふのも其根據は奥州であると思はるのである。公卿側の貧乏であるに反し。富豪なる武家の京都に住居せ

はれて居るは殆どないと思ふ。此時代には封戸に代つて莊園時代となり。此莊園すら武家は之を犯す有様であつたのである。

天養元年(千百四十四年)九月二十五日。

今春除目下名。以源朝臣清忠。申任大和守。清忠者。攝政殿近臣也。殿下親吏務。直殿侍男共數人。檢注國內田。爰僧徒大興請止檢注乎。殿下不許之曰。雖檢注於寺領。不可爲國領。何請止檢注乎。僧徒猶訟之。殿下曰。至寺僧領。止享檢使。於檢使者。所不許也。不檢注者。不可分別與僧領與他領之故。僧徒莫復訟矣。國之所出之物殿下皆可取給云々。君子云攝政可謂專利矣。

問二年正月二十六日

大和守源清忠遷任石見守。件石見攝政殿親吏務。本賜備前伊賀。又加賜之。前後相合三ヶ國。去年此清忠申任大和。親吏務遣殿下侍男。共被檢注國內田、衆徒大興。追却御使。其後衆

徒帶兵仗。籠居興福寺。誓云。御使車下向時。暫合戰。及命終之期。可放火者。因茲被改石見云々。攝二代々政。親三國之務。雖朝恩餘於身。貪利之名。可流于後代者歟。

興福寺は大和に多くの寺領を有し、隱然たる大名である。而して攝政忠通自分の配下を大和守に任じ、以て私腹を肥さんとした記事で當時藤原氏の莊園全國に滿々て國領など殆んどなき筈であるに矢張國司として其國よりの徵租を以て其利を計るとは少しく變である。興福寺の檢注を拒む理由は國司より犯さるゝと云ふでない、何となれば興福寺は全く除外例で例の神輿振の亂暴の爲め朝廷すら手をつけないのであるから忠通は之を犯す者は寸毫もないがたゞ興福寺では寺領をこまかし券契なき所も寺領の如く詐り、其我儘を利用し私の收入を計つてあつたものを今日國司が任命せられ新に檢注せられては其舊惡は暴露されたるからである。

莊園と國領の割合は一國內に何程であつたかは全く不明でたゞ國領は年々減じ莊園は増加する一方であるが大和は京都に近いのと興福寺領は多いのと大和源氏を除くの外有力な武士が居住せぬので新立の莊園は割合に少なかつたと見える。保元の亂數年にして國領よりの收入は可なりあるとは思はれぬ前述の理由で大和などは尙國司が勢力を振ふ餘地ありとみねばならぬ。けれども公卿の配下の役人は武力の點は非常な憐れなもので僧兵の一喝にあひ、吏員を石見に轉任せしが如き公卿政治の無能を遺憾なくあらはしたものである。

仁平三年三月十三日

去々年。厩舍人長勝、近貞爲使下向興州。先年可增興州高鞍之庄年貢之由。禮閣被仰基衡。金五十兩。布千段。馬三匹。基衡不肯增之。仰基衡曰。可增高鞍。金五十兩。布千段。馬三匹。本數金十兩。布二百段。馬三匹。大曾禰、布七百段、馬二匹。本數布二百。本良。金

五十兩布二百段。馬四匹。本數金十兩。馬二匹。屋代布二百段。漆二斗。馬三匹。本數布百段。漆。遊佐。金十兩。鷲羽十尻。馬二匹。本數金五兩。鷲。基衡不聽。國元其性弱。不能責之。空以上落。重遣延貞責之。去年基衡申曰。不得增所仰之數。可增進高鞍。金十兩。細布十段。布三百段。御馬三匹。大曾禰。布三百段。水豹皮五枚。御馬二匹。遊佐。金十兩。鷲羽五尻。御馬一匹。屋代布百五十段。漆一斗五升。御馬三匹。本良。金二十兩布五十段。御馬三匹者。仰曰。三ヶ所本良。遊。非無其理。依請。至于高鞍。大曾禰兩庄者。田多地廣。所增不幾。猶減本數。又進高鞍。馬三匹。金二十五兩。布五百反。大曾禰。馬二匹。布三百段也。今日任此數。延貞持來三箇年貢。久安六年仁平元年二年來貢本數然而返却不受。今年合三ヶ年歟。受之。增年貢事。成隆朝臣高數。俊通本良。所勸進也。以下

これは公卿は自己の庄莊園より年貢を徴收する有様を記するもの然して庄を預るもの陸奥の大豪族藤原氏なるに至つては非常に注目すべきである。奥州藤原氏は隠然たる奥州の大名にして政治上の實權を握り彼平泉に於ける大寺院の經營の如き遙かに平等院の以上にあり。而して官制よりすれば一國司の入部にも頭上らないことは古事談にもある通りである。而して此藤原氏の下には郡司庄司などのあることは到底官制より解すべからざることで豪族則ち封建制の萌芽の研究の從來發達せられたものは寧ろ作者の想像に任せられたもの。賴長の自記によれば彼は奥州に二ヶ所庄園を有して居り之を預るものは基衡なりとせば基衡をこの三庄の庄司と見ねばならぬ。而して庄園の所有者たる本所の賴長と庄司基衡との京都に納むべき年貢高を増すことに兩者の意見の相違を記したのであつて高鞍庄の如き年十兩に布二百段なりしを急速に金五十

兩布千段と一時に五倍の増徴を強ひたので流石の基衡も餘りに急激なもので均衡を計らんとしたのである。けれども藤原の富豪たるは天下隠れのないことで一郡司の爲めの賄賂すら一萬兩を惜まざる位なればこの負擔に耐へ得ぬ理由はない、また賴長の如き頭腦の明晰なる學問は其臣下の侍を下向せしめ實際見聞したることなれば必ずや無法の徴收を強ひたでもあるまい。さすれば基衡の從來の収入なるものは基衡自身の請求の如く假りに二倍の増高とするも従前の収入の大なりしかは察せられる。況んや五倍も年貢を徴收してもよい所とすれば大したものである。されば莊園の所有者たる本所よりも之を預るもの、方は數倍の収入ありと想像するも大過なからう。若し此例の如く庄を預るもの庄司は實際武士であるなら公卿と武家の關係は明瞭になる譯だ。何となれば賴長の如き大勢力家すら基衡に對して充分威力はない、況んや無能なる公卿

は本所と云ふも名のみであつて却つて莊園を司る武家の方は収入多く、而して其勢力盛なるに至ればいつの間にか年貢を出さずになり、莊園を奪ひ取り自己の領とするのである。畠山工藤中村の豪族など庄司なる名稱の残れるは全くこの理由で武家の勃興より封建制に至る研究として高重の史料である。

奥州貢金も亦奥州在住の豪族の収入となつたので彼源義家は後三年役陸奥の國司として此地に滞在せるとき朝廷への貢金を五六年納めず私した事は日記中右記に見えてゐる。陸奥の貢金は沙金であるらしく今昔物語によれば一武士が騎馬にて河を渡るとき鞭をもつて沙中を探つたら沙金は一杯ついてきたと。平安朝に渡唐費用の金は皆奥州の産であつたのだ。奥州藤原氏の富豪なるは此金の莫大なる産地にあるのでこの新開墾地の富源は無限であつたのである。而るに京都の公卿の香氣に安逸を貪る習慣から此

地に充分注意を拂はず、夷など異人種居住の僻地として奥州藤原氏を全く蝦夷民族の子孫である如く信じ（此頃の學者中に藤原氏は蝦夷の子孫なりとの新説を立てた者もあるけれど當時の公卿日記は賴朝すら東夷と罵り記する有様なれば單に浮囚など記録一點張による文字過度の盲信については未だ充分研究の餘裕あると斷つて置く）之が經營の如き全く顧みなかつたのである。これに比すると賴朝は流石に大政治家である。從來善惡の道德標準を以て唯一の史的硏究法と信せられた史家は賴朝は奥州藤原氏を滅亡せしめたことにつき彼藤原氏は賴朝より勘當をうけた義經を隠したるを罪とし泰衡は義經の首を送りて謝罪せるにも拘らず賴朝は朝廷の許可も得ざる前に之を討滅した事を以て賴朝の不道德を云ふ者もあるけれども全く政治と云ふものを解せないからである。賴朝は藤原氏を恐れたは豪族として鎌倉の遙か背後にある計りでなく、藤

原氏の京鎌倉への貢金莫大なので其榮華頼朝以上であり。其勢力を得るは全く其富源にあるので之を討滅せねば實際上天下統一は困難であつたので殊に泰衡を亡ぼし平泉の舊館についての吾妻鏡の記事は全く其富豪の巨大なりしを記するのみであるによつてもわかる。頼長は其庄園より金を徴收せんとする理由もこゝに基くのである。
愚管鈔

我國史の編纂物一頭地を抜けるもの明治大正の聖代に於ても之に比すべきなき世界に誇るべき名著である。この作の年代は承久二年十月(西暦千二百二十年)に筆をとつめ、更に後三年貞應二年に書き繼げるもの、たゞ著者の不明なるは遺憾である。一條兼良の樵談治要に慈鎮和尚と云ふ人は萬の事は道理と云ふ二の文字に含まると云つてをるのは室町時代に慈鎮和尚と信せられたらしい。けれども慈鎮の作とすれば此

書中に自己の本名を第三者として書いてあるし又天台座主を目上の人とかけるは作者自身の履歴と矛盾すとの事より慈鎮和尚の作にあらずと信ずるは通説である。作者は勢多邊に居住すとかけるが實際慈鎮の和歌の前書などを見るも勢多邊に住した證もあり、此書中に引用せる日記などを檢するに藤原家秘密のもので他人は到底持ち出す能はざることを多く參考してゐるから藤原家に縁の近い高貴の人たるは確かで議論は猛烈だけに匿名の必要はあつた。第三者の如き筆つきも無理ならぬので慈鎮なりとの説も相應根拠があり。これだけの大學者は一寸他に見當らない。要するに正確なるは知り難きも或は慈鎮ならんとの説も捨つべきでない。

歴史哲學として最も價值あるものであるけれども經濟とは直接關係あるでないから之を省き。史料として見れば著者はまのあたり自己の生存せし時代を目撃し、殊に承久二年より二十

年溯りたる建仁元年頃までの論は全く作者の實驗であり政治に於いても縁の遠い人でもなく。京鎌倉の關係、殊に武家勃興より幕府創立に至る事情の如き今日に於いてこの以上の論を立てた學者はないと云うてよい。然る此論は八百年前のもので総合的研究で著書ながら一等史料の價值がある。作者は日記文書の重んずべきを論じ風説口傳の取捨すべき注意をのべ。自ら神冥に盟つて事實をのぶと云ふに至つてはベルンハイムの研究法と何等異なる所はない。保元平治の頃よりは史料も正確に自己の實驗を基とした事なれば主としてこの時代以後の正確なる部分を紹介するつもりである。文章はよみにくいけれども思想の勝つてゐる著者には怪しむに足らざる事である。

延久の記録所として始めて置れたりけるは諸國七道の所領の宣旨官符もなく公田をかすむる事一天四海の厄害なりときこしめしつめて

有けるは、すなはち宇治殿の時一の所の御領々々とのみ云て庄園諸國にみちて受領のつとめたへがたしなど云を聞食もちたりけるにこそ、さて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめされけるに、中略
あたに御支度相違の事にてむこに御案有て別に宣旨を下されてこの記録所へ文書とも召でとには前大相國の領をば除と云ふ宣下有てつやくくと御沙汰なかりけり、この御さたをばいみしき事哉とこそ世の中に申けり。
さて又當時氏の長者にては大ニ條殿おはし召けるに延久の比氏寺領國司と相論の事有けるに大事に及て御前にて定めの有ける國司中がたた裁許あらんとするれば長者の身面目をうしなふ上に神慮又はかりがたし、たゞ聖斷と仰へし、伏て神の告をまつとてすなはち座を立れにけり、藤氏の公卿舌をまき口をとちてけり。(第四卷)

延久は千〇六十九年で作者時代よりは百年餘り距つてゐるけれど朝廷編纂の國史のない當時であれば正確なる史料によつた本書によるより外はない、當時公卿の日記もないではないけれど後三條天皇に壓迫されてゐた故日記に記してゐない。從來の歴史は政權爭奪を主としてゐるが本書が經濟上より後三條天皇の御改革、論及してゐる。藤原氏の新立庄園が天下に充滿してあつたは古事談にのべたが公田は藤原氏掠められ公領は減じて國司の司る分は減少する事情をのべ、而して藤原氏の莊園處分には流石の天皇も多少御憚りあつた如く頼通の庄園だけは例外であると記したは眞偽疑ふべきものあるけれど古事談に平等院の領處分につき藤原氏は専横にも私臣をやり天幕などを張り朝廷の使臣を脅かしたなどの記事と對照すれば多少の暗示は與へらるゝと思ふ。莊園にして正當のものであれば必ず地券が附屬してゐるから之を檢查し不

正の莊園を停止の御宣旨であつたので藤原氏の専横なるを莊園より論じた古今の成敗に鑑みるなど善惡の批評人物などを歴史と心得る迷信の今に絶えぬに此作者の政治論こそ經濟に根據をおくなど本朝通鑑大日本史などは選を異にしてゐる。

寺領については僧侶なる我儘者は神佛の威をかり、稍もすれば朝廷の云ふことすらきかぬ連中であるにまして藤原氏の氏寺であつてみれば更に其威をかりて不正の事をしたのである流石の國司も之れにはてこずつて其正當の理由はありながら如何ともする事は出来ない。殊に藤原氏は其我儘なる寺のあと押をし後三條天皇をして國司を敗訴せしむべくして事情を論じてゐるなど寺領についての事件である。

この後三條院位の御時延久の宣旨ばかりと云物沙汰有て今までそれを本にして用ひらるゝ計まで御沙汰有て升のしてまいりたれば清涼

殿の庭にて沙子を入れてためされけるなんとをばこはいみじき事かなとめであふぐ人も有り。

この文でみれば升をはかりとよませ標準樹を制定あらせられた如く見ゆるのであるが古事談をよむでみれば石云々より記事よりの構造を想像すれば秤らしく見ゆる節もない譯でない。ただ度量衡の御制定であつたかとも推定されるけれども猶充分研究を要するのである。

治承四年より事を起して打出けるは梶原平三景時土肥次郎實平舅の伊豆の北條四郎時政是等を具して東國をうち從へんとしける程に平家世を知て久しくなりければ東國にも郎等多かりける中に畠山莊司小山田別當と云者兄弟にて有けり是はその時京に在にければそれ等が子共の莊司次郎など云者共の押寄て管根の山に逐めてけり。中略

東國の者皆從ひにけり、三浦黨は頼朝がりき

ける道にて畠山とは戦ひたりけり。(卷五) 頼朝舉兵と關東に於ける豪族の關係を記したのである。梶原土肥北條など平氏の子孫の土着して豪族となつたもの源氏との譜代關係は土地世襲と結ばれてゐる。黨とは一族の意であり同族の子孫一團をなし之れが活動の中心となつて封建制を確立したものである。

近衛殿はかやうの事申さたすべき人にてあらず、少しもをばつかなき事は右大臣に問つてこそをはしければたゞ名ばかりの事にて庄園文書繼母の我よりも弟なりしが手よりえたる由にて清盛にかくしなされたる人にて有か猶かくてあらるゝいかにもく人はいは心えぬことにて有しをば皆心得られたり、かう程にみだれん世は何事もいはれたる事は有まじき時節なるべし。

基通の無能をのゝしり、暗に兼實に實權ありしを論じたり。然も其無能なる莊園の相續につ

きぶまなりしを痛論し其人物評論に及びてゐるは中々面白い。

かやうにて平氏は西國に海にうかびつゝ國々領したり。下略(千百八十四年)

又其後文治五年(千百八十九年)七月十九日に鎌倉を出て奥入とて終に陸奥國の秀衡かあと康衡と云者打とらんと賴朝の將軍思ひけり尤いわれたり、かれは誰にもしたかはぬやうにてみちの國ほどの國をひとへに領してあればいかでか我者にせざらんゆゝしく出立て攻入て同九月三日やすくと打はらひてけり。さて陸奥國も皆郎従ともわけとらせてこの由上へ申てうるはしく國司なされて年比にも似ず國司の爲もよくて有けり。

當時(鎌倉時代)にすら國を領すとの意は頗る不明である。藤原氏三代奥州を領し其實權あるは何人も怪まぬけれど古事談によれば朝廷よりの國司に對しては表向謹慎を表し又臺記によれば

ば奥州に藤原賴長の莊園あり、基衡はたゞ此莊園を預るにすぎぬ如く見ゆる。されば領すると云ふ意は其實土地所有も同一であり。莊園の所有者に對しては年貢なる名の下に租税を納むるにすぎず、其實收入は土地居住者にあるので吾妻鏡は之を管領なる語を用ゐてゐる。此の重大なる意義につき何人も何等の解決を下さず。莊園研究も制度一點張りで根本的には研究されてゐない。(卷六)

通常史家は奥州藤原氏追討を以て義經を匿したるを名とし、義經の首を切つて送つた藤原氏に對し舊惡を追窮したらしく論じ、或は奥州に居れば鎌倉の邪魔になるなど政治軍事の策略より論ずる史家は今もある。愚管鈔作者は陸奥の國を領する故と矢張經濟より明確に論じてゐる。然も泰衡滅亡の處分を此大國をまとめて一人にやるより多數の家來に分ち與へたと吾妻鏡より學後の關係を明瞭に論じてゐる。故意か眞

意か知らぬが作者は陸奥の國司と云ふことに力をいれてゐる。大江廣元の奏請により守護地頭を設けたは文治元年則此より五年以前である。守護を設けてから國司は漸々空名になる譯だが作者は國司のことを殊更云ふは公卿側の人であるから守護制に反對であつたからであらう、けれども此時代よりは猶國司も多少勢力あつた故であるか不明である。

白河鳥羽院と三代はかり居の御門の御世にて有ければめづらしく後院の廳務なくして院の尊勝陀羅尼供養など云事も法性寺にて行はれなどして殿下鎌倉の將軍仰せ合せつゝ世の政は有けり。其初に播磨備前國は院分にて有しを上人二人にたびて成もやり候はず東大寺いそぎ造營候べし、東寺は弘法大師の御建立鎮護國家無左右寺もなき如く成り候をつくられ候べし、其に過たる御追善やは候べきとて東寺の文學房東大寺の俊乘坊とに播磨は文學、

備前は俊乘坊に給はせてけり、東大寺にはもとより周防はつきて有ければと事もなりやらすとて加へ給はる也。(下略)

又淨土寺の二位密通の聞えありき、是等がいひ合ひせつゝ法皇うせおはしましけるとき、にはかに大庄を播磨備前などにたてられたるをたほされにき。(下略)

又文學上人播磨給はりて思ふまゝに高雄寺建立して東寺いみしく作りて有しも使應檢非違使にてまもられなど有にて有けり。(六卷)

寺領と寺院の關係は前にも論じたが大伽藍建築の際は臨時に一國を給はつたのでは永久的か一時的かのもののであるかは疑問であるけれども寺院建築の完成までらしい。院領と云ふ意も一國全體院領であるかも疑問である。播磨備前に大庄園を設立するなどよりみれば一國全體は院の領らしくも見ゆるけれどもこれも根本研究を要するのである。長門は東大寺の支配である

ことは吾妻鏡によるも此國より東大寺にて材木を切り出した記事も見えてゐる。

この妻(時政後妻牧の方)は大舍人允宗親賴盛入道がもとに多年つがひて駿河國大岡の牧と云所をしらせけり、武者にもあらぬかゝる者の中にかゝる果報の出くるふしぎの事也。(建保三年千〇三年)(六卷)

當時しらせるとは或る領内を支配するの意で文官たる宗親は公家の頼通の家來であるは當時に於てすら珍らしかつたと見える、大岡の牧とは一庄らしく見えるけれども我國で馬の需用は中々京都に多かつたので頼長は其莊園より馬を得んとし、遠きは頼光は道長に百頭も馬を送つてゐる。今に於いても牧に對する規定があり、この牧を治める必要もあつたのだ。牧は放牧の爲めに多くの面積を要する、これは人々に多くなるに随ひ開墾せらることもある。されば牧が變じて莊園領となるもあたり前である。宗親は

牧の支配者と云ふより牧より開墾した莊園(廣義には牧も莊園なれども)に牧の名だけが残つてゐるを支配するとの意ではなからうか。

又武士將軍をうしないて我身にはおそろしき物もなく地頭々々とてみな日本國の所當とありもちたり、院の御ことをば近臣のわき地頭の得分にてこそぐればえますと云事なし。

地頭得分に關して史學雜誌に黒板博士の論はあるから重ねて論ずる必要はない。守護地頭に關しては星野博士の考證もあり。古來武家名目抄にも詳はしく論じてあるから再述の必要はない。たゞ『將軍うしないて』云々は實朝死後の天下の有様を作者は實見し之を論じた所に價値あるのである。吾妻鏡は北條氏の爲めに甚しく曲筆を弄してゐるので源氏に代はり北條氏が實權をにぎり、天下の將士悉く其命をきく如くかいてゐるが何を計らん、この著者は之を素破抜いて天下の事情を明かにしてゐる。北條氏は階級

最近十年間に於ける

物價騰貴

オイレインブルグ

(本篇は Prof. Dr. Franz Eulenburg: Die Preissteigerung des letzten Jahrzehnts. 1912 の大要を解説せるものなり。オイレインブルグの主張中には多少誤れる所もあれど、氏の研究は獨逸文にて著はされたる物價騰貴論の白眉と看做す可きものなるに依り、其大要を紹介すること、せり。高城)

目次

- 一 物價騰貴の事實
- 二 物價騰貴の原因
 - 甲 供給と生産費
 - 乙 需用
 - 丙 貨幣價値の變動
- 三 物價騰貴の影響

一、物價騰貴の事實

物價騰貴に固づく生活難の聲は各時代に於て繰返へざる、事實にして決して新らしきことに

門閥を重んずる當時では天下を服するには困難なるは明かで地頭はこの際充分地方に於ける根據を固めたので封建制の確立は却つて此時であるかも知れぬ。南北朝頃には守護地頭などの地方に於ける勢力は確かなものとなつてゐる。莊園の發達より大名の地方に於ける勢力確立の次第は愚管鈔中注目すべきであつて此著者は思想經濟の兩方面を統合して歴史的開展を論じたる獨創は驚くべきである。